

南アルプス市ホームページ広告取扱要領

平成21年9月30日

告示第139号

(趣旨)

第1条 この告示は、南アルプス市広告掲載要綱(南アルプス市告示第138号。以下「要綱」という。)第3条の規定に基づき、本市のホームページへの広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ホームページ 本市が管理するホームページをいう。

(2) 広告 ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するWEBページにリンクするバナー広告をいう。

(掲載可能な広告等の範囲)

第3条 要綱第4条の規定による広告の範囲は、広告のリンク先WEBページにも適用するものとする。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

(1) 大きさ 縦37ピクセル、横178ピクセル

(2) 形式 GIF(アニメ不可)又はJPEG

(3) データ容量 4KB以下

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第5条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は、募集の都度市長が定める。

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、1箇月を単位とする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、募集の都度市長が定める。

3 市長は、広告掲載希望者が複数月の掲載を希望するときは、これを認めることができる。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、1箇月1万円とする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(広告掲載希望者の募集)

第 8 条 広告掲載希望者の募集は、ホームページや広報紙等の媒体を活用し、公募することとする。

2 募集は、広告枠を新たに設置したとき、又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第 9 条 ホームページへの広告掲載希望者は、ホームページ広告掲載申込書(様式第 1 号) により、郵送、F A X 又は E メールで、指定する期間内に市長に申し込まなければならない。

(掲載広告の選定方法)

第 1 0 条 募集のあった広告については、南アルプス市広告審査委員会が審査及び協議を行い、その結果を市長に報告するものとする。

2 広告掲載希望者の募集数が第 5 条に規定する枠数を超えたときは、次の順位により決定するものとする。この場合において、同順位のものがあるときは、掲載希望月数の多いものを優先することができる。

(1) 第 1 順位 公社、独立行政法人、公益法人及びそれに類するもの

(2) 第 2 順位 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するもの

(3) 第 3 順位 前号に規定するもの以外の私企業又は自営業で、市内に事業所等を有するもの

(4) 第 4 順位 前 3 号に規定するもの以外の私企業又は自営業等

3 前項の規定によっても、広告掲載希望者が第 6 条に規定する枠数を超えるときは、抽選により決定する。

(決定の通知)

第 1 1 条 市長は、要綱第 6 条の規定により広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について、ホームページ広告掲載決定通知書(様式第 2 号)(以下「決定通知書」という。) 又はホームページ広告非掲載決定通知書(様式第 3 号) により広告掲載希望者に通知するものとする。

(広告掲載内容の承諾)

第 1 2 条 決定通知書を受けた者(以下「広告主」という。) は、ホームページ広告掲載承諾書(様式第 4 号) を市長に提出する。

(広告掲載料の納付)

第 1 3 条 広告主は、広告掲載料を指定する期日までに、一括前納するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第14条 広告主は、広告原稿（画像データ）を指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿（画像データ）は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（広告表現の基準）

第15条 広告のデザイン等広告表現の基準は、別表のとおりとする。

（広告掲載の取下げ）

第16条 広告主は自己の都合により、ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主はホームページ広告掲載取下申請書（様式第5号）により市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

（広告掲載料の返還）

第17条 広告主の責めに帰することのできない理由により、広告の掲載を取り消した場合は、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月の翌月以降の納付済月額総額の総額とする。

3 広告掲載期間内に、本市の都合でホームページを閉鎖した場合又は広告を掲載できなかった場合は、その日数に応じて、広告掲載料を返還する。ただし、閉鎖日数又は広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、広告掲載料の返還は行わない。

4 本市及び広告主それぞれの責めに帰することのできない理由により、本市が広告を掲載できなかった場合は、その日数に応じて、広告掲載料を返還する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、広告掲載料の返還は行わない。

5 前各項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

（その他）

第18条 この告示に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は、南アルプス市広告掲載要綱の規定を適用する。

2 前項に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年10月1日から施行する。

別表

バナー広告表現ガイドライン

基準事項	内容
禁止表現	次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。 (1)「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン (2)アラートマーク(警告表示) (3)ラジオボタン(選択肢の表示) (4)テキストボックス(入力できるように見えるもの) (5)プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの)
A L T属性	バナー広告の画像には、内容を的確に示すため、A L T属性を付けるものとする。
市ホームページとの区別	次の表現については、ユーザーが南アルプス市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。 (1)南アルプス市ホームページと類似する色調及び字体を使用するもの (2)ユーザーが本市の事業であると錯誤しやすいもの
色調	文字色と背景色のコントラストは十分にとり、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。
解像度	文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

ホームページ広告掲載申込書

(あて先)南アルプス市長

(申込者)

所在地

名称

代表者職・氏名

南アルプス市ホームページ広告取扱要領第9条の規定に基づき、広告の掲載について次のとおり申し込みます。

なお、申込みに当たっては、南アルプス市ホームページ広告取扱要領の内容を遵守するとともに、掲載審査に当たって必要な調査に協力することに同意します。

1 バナー広告の内容

(1) 掲載希望期間(掲載期間は月単位とし、募集する期間の範囲内で記入すること。)

年 月から 年 月まで(か月)

(2) リンク先ホームページ

ア 社名

イ 業種

ウ URL

エ ページ内容

(3) バナー広告のデザイン案

・ファイル形式: GIF・JPEG(いずれかに を付けてください。)

・ファイル容量: KB

バナー広告原稿(画像データ)が既にある場合は、添付してください。

2 連絡先

(1) 担当者部署・氏名

(2) TEL

(3) FAX

(4) Eメール

様式第2号(第11条関係)

第 号
年 月 日

南アルプス市ホームページ広告掲載決定通知書

(申込者)

様

南アルプス市長



南アルプス市ホームページ広告取扱要領第11条の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

1 決定区分

掲載を承認します。

2 リンク先

社名:

URL:

3 広告掲載期間

年 月から 年 月まで

4 広告掲載料

金 円(消費税及び地方消費税を含む)

納入方法及び納入期限は、納入通知書によるものとする。

5 広告原稿の提出方法等

提出方法

提出期限 年 月 日

様式第3号（第11条関係）

第 号
年 月 日

南アルプス市ホームページ広告非掲載決定通知書

（申込者）

様

南アルプス市長



南アルプス市ホームページ広告取扱要領第11条の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分

掲載は認められません。

掲載を認めない場合の理由

南アルプス市ホームページ広告掲載承諾書

(あて先)南アルプス市長

(申込者)

所在地:

名称:

代表者職・氏名:

年 月 日付け 第 号で南アルプス市ホームページへの掲載決定の通知を受けた広告掲載につきまして、決定通知書に記載された内容について承諾するとともに、次の事項に同意します。

また、同意事項に記載された内容を実施するにあたり、費用が発生する場合であっても、当方で全て負担します。

1 同意事項

- (1) 南アルプス市広告掲載要綱、南アルプス市ホームページ広告取扱要領を遵守すること。また、本承諾書提出後にこれらの定めが改定された場合にあっては、その改定後の定めを遵守すること。
- (2) 南アルプス市ホームページ広告取扱要領の規定に基づき行われる指導に従うとともに、指示された事項に速やかに対応すること。
- (3) 広告掲載に疑義が生じた場合は、誠実に協議に応じるとともに、調査対応や必要書類の提出など、必要な措置を講ずること。

2 連絡先

部署・氏名 : _____
電話番号 : _____
ファクシミリ : _____
電子メール : _____

様式第5号（第15条関係）

年 月 日

南アルプス市ホームページ広告掲載取下申請書

（あて先）南アルプス市長

所在地：

名 称：

代表者職・氏名：

年 月 日付け 第 号で、南アルプス市ホームページへの掲載決定の通知を受けた広告掲載につきましては、次の理由により取下げたく申請します。

1 取り下げの理由

2 連絡先

部署・氏名：

電話番号：

ファクシミリ：

電子メール：